

令和4年度

社会福祉法人
豊頃町社会福祉協議会
事業計画（案）

社会福祉法人 豊頃町社会福祉協議会

令和4年度 豊頃町社会福祉協議会事業計画

<事業方針>

社会福祉協議会は、公益性の高い法人として地域福祉サービスの供給に中心的役割を果たすのみならず、他の事業主体では対応できない福祉ニーズを充足することにより、地域福祉の推進と地域社会の発展に貢献してまいりました。

主な福祉施策は第1期地域福祉実践計画を指針として取り組みますが、今年度は本計画の最終年(5年目)を迎えており、過去4年間の実績を検証しながらこの町の地域課題を行政と共有して、第2期地域福祉実践計画の策定に町福祉課と連携し着手いたします。

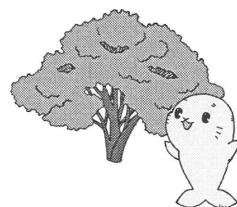
日常生活や社会活動に重大な影響をもたらしている新型コロナウイルスは、この2年あまりの長期間を変異しながら感染の波を繰り返しており、感染防止を最優先に考えてやむを得ず各種福祉事業の中止、規模縮小、時間短縮や企画変更など対策を講じてまいりましたが、健康被害防止に努めることはできたものの高齢者の虚弱化が顕著にみられ、事業展開のあり方に工夫が必要となっております。

地域に暮らすあらゆる人々が生きがいを高め合うことができる地域共生社会に向けて、人の「つながり」、地域住民の「支え合い」を大切にして、誰もが自分らしく活躍できる地域コミュニティを育み、助け合いながら生活する仕組みを築き、地域課題の把握などを行政と共に取り組みます。

高齢者の買い物支援として昨年から試みた配達サポートは、茂岩市街の高齢者の利用が定着しており、商品持ち帰りの負担軽減がサポーターの協力により図られ、利用者からは好評を得ており、継続して地域の助け合いを広めてまいります。

福祉や介護の施策が変化するにつれて、地域社会における社会福祉協議会の役割や必要性は一層増してきており、福祉の専門性を備えた職員の配置は必至な状況であり、体制整備に向け引き続き取り組んでまいります。

当協議会は多くのボランティアの協力を得ながら、町民のみなさま並びに行政からの力強いご支援のもと、地域住民の日常生活を支援する地域福祉の担い手として充実した福祉施策の実現に向け諸事業に取り組んでまいります。



<第1期地域福祉計画・第1期地域福祉実践計画の関係>

平成30年度から令和4年度までの5年間を計画期間とし、本協議会が策定する地域福祉実践計画と行政が策定する地域福祉計画が、両輪の関係として地域課題を共有し、双方が補強、補完し合いながら連携した施策を展開するものです。

第1期地域福祉実践計画をベースに今年度の事業計画を進めていくものであります。

基本理念

～「報徳のおしえ」をくらしに!～
支え合い、誰もが元気で、健やかに暮らせるまちづくり

基本
目標 1

地域福祉社会を担う人づくり

- (1) 福祉教育の推進
- (2) 福祉に携わる人材育成

誰もが安心して暮らせる地域福祉を推進するためには、活動の担い手が必要であり、それらが広がっていくことの仕組みも必要です。学習機会や地域住民が集う交流を通じ、子どもから大人まで福祉に対する理解を深めることはもとより、地域福祉活動やボランティア活動を担う人材の発掘や育成を行うとともに、自主的な活動へと広がっていくような環境づくりを行います。

基本
目標 2

みんなで支え合う地域づくり

- (1) 住民参加
- (2) 世代間交流
- (3) 子育て支援
- (4) 就労支援

高齢者や障がい者などの自立した生活を支えていくためには、地域の見守りや日常生活の支援が必要となります。住み慣れた地域で、いつまでも健康で安全で安心していきいきと暮らせるよう、社会参加しやすい環境づくりも必要です。それは、高齢者や障がい者に限らず、子どもを持つ親や介護をしている方にもあてはまります。町民一人一人が優しく思いやりの心を持つ、互いに尊重し合い、助け合い、支え合う地域づくりを行います。

基本
目標 3

安心・安全な くらしができる 仕組みづくり

- (1) 交通・移送支援
- (2) 生活支援
- (3) 災害時・緊急時支援と防犯対策
- (4) 健康・介護予防
- (5) 情報提供
- (6) 相談支援
- (7) 福祉サービスの提供
- (8) 権利擁護

福祉ニーズが多様化している中、町民が安心・安全な暮らしを続けることができるまちづくりをするためには、相談支援体制や情報提供体制を充実させ、利用者が自分にあった福祉サービスを選択できるよう、近隣市町村との連携と介護に従事する人材育成を図り、安心して利用できる仕組みづくりを行います。

行政と専門機関などによる地域福祉のネットワークを強化し、多方面からの見守りと福祉サービスの提供を行っていきます。

○ その他 地域福祉実践計画以外の地域福祉事業



令和4年度 事業計画

基本目標1 地域福祉社会を担う 人づくり

(1) 福祉教育の推進

★トヨッピーふくし絵本事業

★ヤングボランティア講座

★RUN伴+の開催協力運営

(2) 福祉に携わる人材育成

★社協役職員研修及び体制強化

★ちよこっとボランティア

★ボランティアセンター機能の充実

★既存ボランティアの育成、補助

★介護職員養成事業補助金交付

★ふくし出前講座の実施

基本目標3 安心・安全な暮らしができる 仕組みづくり

(1) 交通・移送支援

★障がい者移送業務の受託

★移送サービス（福祉有償運送事業）の実施

(2) 生活支援

★「安心みまも～る君事業」の受託

★高齢者住宅みまもり事業

(3) 災害時、緊急時支援と防犯対策

★災害ボランティアセンター設置運営機能の整備

(4) 健康・介護予防

★いきいき介護予防運動事業の受託

★お元気サロンの支援

★社協会長杯ゲートボール大会の開催

★生きがいデイサービス受託

★おとなの寺子屋（頭の体操教室）の受託

(5) 情報提供

★広報誌・ホームページ等の活用

★トヨッピー社協 PR 大使事業

★地域福祉実践計画の進行管理と評価

(6) 相談支援

★窓口相談体制の確保

★認知症カフェ（お気軽カフェ）の実施

(7) 福祉サービスの提供

★在宅福祉サービス（配食サービス）の受託

★社協役員と町理事者懇談会

★福祉機器貸付事業

★歩行補助用品販売「あるくんデス」事業

★各福祉団体への助成と事務局としての運営支援

★独居高齢者 ふれあい♡ゴミ袋券配布事業

★在宅介護者介護手当事業

★訪問介護事業

(8) 権利擁護

★一時援護資金貸付業務

★日常生活自立支援事業業務委託契約

★生活福祉資金貸付事業

★権利擁護センターの設立

その他

★慶弔事業

★豊頃町福祉センター管理

★災害遭児家庭歳末見舞い訪問

★赤い羽根共同募金歳末たすけあい募金運動への協力

★ECO! エコ！もったいない運動

★トヨッピーフーム（農園）事業

★買い物サポート事業

6月は社協会費納入期間になります

6月は令和4年度の会費納入期間になります。

会費は事業を実施するために大変重要な財源となりますので、ご協力お願いい

たします。

お願いします。

